

前回（ 12月1日 ）研究会の意見

○地方公会計の活用に向けたステップについて

- ・ 宇城市の天川委員からも紹介のあった事例集のようなもので取りまとめていくのがいい。
- ・ 財務4表や3表のどこをポイントにして見ていったらいいのかというのをまず示してあげることが非常に重要である。例えば、類似団体と比較することでどういう見方ができるのかといったところを、いくつか手がかりになるポイントを示して、そういったものを文章でマニュアルに盛り込んでいくと、地方公共団体も見方の端緒となるのではないかと感じる。
- ・ 主要な財務数値の指標について、固定資産がどれだけあって、純資産の何%を占めているのかなど、経年比較で見られる形で示すことで、マニュアルの見るべき視点等と組み合わせながら、それぞれの自治体の財務状況を分析していくことができるのではないかと。

○ 財務書類作成確認リストについて

- ・ どことどこをチェックするのかというチェックリストも大事だが、どの順番でチェックするのも大事である。まず、最初に決算整理前の精算表と、歳入歳出決算書の総括表が一致しているかどうかを確認し、次は固定資産台帳と精算表上の固定資産の金額が一致しているのかという形で、どの段階で何を確認しなければならないのかという考え方についても参考になるのではないかと。

○ 固定資産台帳の適切な更新に係る地方公共団体の取組について

1. 東京都

- ・ 複式簿記の導入以前から、財産情報システム等には取得価額等の金額情報の一部を既に保有していたことから、既存の情報を活かしながら、減価償却等の情報や機能を追加した。その結果、台帳を一元管理することができ、二重の入力や台帳間の照合等のチェック作業が不要になるといったメリットが生まれている。

- ・ 監査委員による決算審査でも「財産の取得、管理及び処分の適正性」を審査対象としていること等により、現物と台帳の整合を図っている。

2. 浜松市

- ・ 新たに資産を取得したら、随時、固定資産台帳に登録することを原則としている。年度末に登録漏れがないかどうか再度全庁的に通知して、未処理分の資産の登録を促している。
- ・ 固定資産台帳と勘定科目の残高の不一致の解消は財政課の職員全員で約2ヶ月かかる。作業としては勘定科目の残高と固定資産台帳の中身について整合をとることとしている。

3. 習志野市

- ・ 毎月15日に前月分の支出伝票情報から固定資産登録漏れがないかを確認している。さらに、当月中に貸借対照表に計上された資産の金額と固定資産台帳の金額をつきあわせている。
- ・ 出納閉鎖後、2点確認している。1つは普通建設事業費の内容。普通建設事業が全て固定資産台帳に登録されるわけではないが、設計委託料や移転補償費などを含めてチェックしている。もう一つは財産に関する調書で、特に土地の無償取得、資産の売却や除却、資産の移管なども最終確認することを考えている。

4. 宇城市

- ・ 道路については、土工部分、アスファルト部分、その他部分を耐用年数ごとに固定資産台帳に登録する際、原課からはクレームがあったが、やはり固定資産台帳をつくった上で、個別施設計画をつくるということを理解してもらっている。
- ・ 必ず固定資産については財政課の職員の決裁が必要という形で、台帳への登録漏れがないようにしているが、会計課が節、細節というのは非常に注意してみるようになっている。

5. 和光市

- ・ 歳出を資産と費用に分ける処理を正確に行うため、予算科目と複式簿記の仕訳科目を一致させる仕組みにした。

- 財産に関する管理台帳の正本がどれであるかが重要であることから、固定資産台帳をまずは財産管理の正本にするのが大事である。
- 固定資産台帳のポイントとして3点ある。公表形式は利活用を意識してエクセル形式としていること、個々の資産の金額情報を公表していること、属性情報（施設コード、施設名称、事業コード、事業名称等）を設定して、予算編成のとき、この事業のこの資産はどうなっているのか確認できるようにすることである。